

記者発表資料	
平成21年10月14日	
担当	総務部財務課
	課長：澤、係長：岩崎
	電話：内線 321、322

## 大垣市の健全化判断比率等について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定による平成20年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率を公表します。

### (1)健全化判断比率

(単位：%)

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率 (3か年平均)	将来負担比率
平成20年度	-	-	8.7	74.6
平成19年度	-	-	10.1	85.5
早期健全化基準	11.63	16.63	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は、「-」の表示

<b>実質赤字比率、連結実質赤字比率</b>	赤字額なし	
<b>実質公債費比率</b>	8.7% (前年度 10.1%)	1.4 ポイント改善
<b>将来負担比率</b>	74.6% (前年度 85.5%)	10.9 ポイント改善

### (2)資金不足比率

	会計名称	資金不足比率 (%)		備考
		20年度	19年度	
法非適用	大垣市簡易水道事業会計	-	-	83,553千円
	大垣市公設地方卸売市場事業会計	-	-	86,045千円
	大垣市公共下水道事業会計	-	-	1,748,340千円
	大垣市特定環境保全公共下水道事業会計	-	-	58,425千円
	大垣市農業集落排水事業会計	-	-	18,484千円
法適用	大垣市病院事業会計	-	-	24,890,834千円
	大垣市水道事業会計	-	-	1,725,837千円

早期健全化基準	20.0%	
---------	-------	--

資金不足比率が算定されない(資金不足額がない)場合は、「-」の表示

「備考」欄は、資金不足比率の算定に用いた事業の規模

(法適用企業): 営業収益の額 - 受託事業収益の額

(法非適用企業): 営業収益に相当する収入の額 - 受託事業収益に相当する収入の額

(3)健全化判断比率等の概要

(単位：千円)

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{1,467,249}{34,464,320} = 4.25\%$$

-

一般会計等の実質赤字の比率

(注)黒字であるため実質赤字額及び実質赤字比率は負の値となり「-」で表示

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{22,224,995}{34,464,320} = 64.48\%$$

-

全ての会計の実質赤字の比率

(注)黒字であるため連結実質赤字額及び連結実質赤字比率は負の値となり「-」で表示

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

$$18 \text{ 年度 } \frac{(6,431,526 + 2,189,134) - (1,714,544 + 3,816,580)}{32,647,929 - 3,816,580} = \frac{3,089,536}{28,831,349} = 10.71589$$

$$19 \text{ 年度 } \frac{(6,233,068 + 2,061,368) - (1,710,802 + 3,892,401)}{34,021,961 - 3,892,401} = \frac{2,691,233}{30,129,560} = 8.93220$$

$$20 \text{ 年度 } \frac{(5,816,791 + 1,815,350) - (1,644,228 + 3,958,427)}{34,464,320 - 3,958,427} = \frac{2,029,486}{30,505,893} = 6.65277$$

公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率(3か年平均)

3か年平均 =

8.7%

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

$$= \frac{99,971,800 - (8,134,703 + 19,610,421 + 49,441,035)}{34,464,320 - 3,958,427} = \frac{22,785,641}{30,505,893} = 74.6\%$$

地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率

標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む)

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

公営企業ごとの資金不足の比率

資金の不足額

(法適用企業): 流動負債 - 流動資産

(法非適用企業): 実質赤字額

事業の規模

(法適用企業): 営業収益の額 - 受託事業収益の額

(法非適用企業): 営業収益に相当する収入の額 - 受託事業収益に相当する収入の額